

区民委員会議案説明資料

令和7年7月1日

件名	頁
1 第64号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例	2

(区民部)

第 6 4 号議案説明資料

令和 7 年 7 月 1 日

件 名	足立区特別区税条例の一部を改正する条例																
所管部課名	区民部課税課																
内 容	<p>地方税法等の一部改正に伴い、足立区特別区税条例の一部を改正する。</p> <p>1 特別区民税</p> <p>(1) 大学生年代の子等に関する特別控除の創設に伴う規定整備</p> <p>ア 大学生年代の子等に関する特別控除の創設</p> <p>地方税法等の一部改正により、特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子（19歳以上23歳未満）等の所得要件を拡大（48万円⇒58万円）するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みが導入される（控除額：最高45万円）。</p> <p>新設 特定親族特別控除額</p> <table border="1" data-bbox="435 958 1206 1361"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超95万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 上記の改正にあわせて、当区条例において、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備を行う。令和7年分所得に係る令和8年度分の特別区民税から適用する。</p> <p>(2) 公益信託制度の見直しに伴う規定整備</p> <p>公益信託は、委託者から受託者に託された信託財産を用いて、受託者が委託者の想いに沿った公益活動を継続的に行う仕組みである。</p> <p>現行の公益信託制度は、税制優遇を得るための制約が多いことなどから、公益法人制度と比べて利用されていない状況となっている。</p> <p>公益活動の活性化に向けて、国民からの信頼を確保しつつ使いやすい新たな制度とするため旧法律の全てを改正する法律が制定された。</p> <p>これにあわせて、公益信託に関する税制上の措置を講ずるため、所得税法等の改正が行われたことから、次の規定整備を行う。公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日から適用する。</p>	親族等の合計所得金額	控除額	58万円超95万円以下	45万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円
親族等の合計所得金額	控除額																
58万円超95万円以下	45万円																
95万円超100万円以下	41万円																
100万円超105万円以下	31万円																
105万円超110万円以下	21万円																
110万円超115万円以下	11万円																
115万円超120万円以下	6万円																
120万円超123万円以下	3万円																

ア 寄附金税額控除の見直し

公益信託制度の見直しに伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託にかかる信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象に追加する。

イ 公益法人等に係る区民税の課税の特例の見直し

公益信託制度の見直しに伴い、公益信託への贈与に係る所得税の取扱いについて公益法人への贈与と同様とすることとされた。これにあわせ、地方税についても同様の取扱いとなるよう地方税法に所要の規定整備が行われた。この規定整備を受け、当区条例で不要となった条文を削除する。

(3) 職権による減免を可能とするための規定整備

能登半島地震を踏まえ、申請による減免を前提としつつ、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると区長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加する。

2 軽自動車税

(1) 二輪車の車両区分の見直しに伴う規定整備（軽自動車税種別割）

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする。令和8年度分の軽自動車税種別割からの適用を予定している。

※ 現行の50cc原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

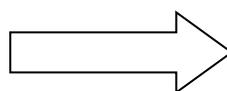
	現行 50cc原付バイク	新設 新基準原付バイク
総排気量	50cc以下	125cc以下
最高出力	規制なし	4.0kW以下
年額	2,000円	2,000円

3 特別区たばこ税

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う規定整備

加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しがされるため、規定整備を行う。

現行の換算方法
重量及び小売定価を もとに換算



改正後の換算方法
重量のみに応じて 換算

ア **改正後**の換算方法

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

(ア) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

※ 1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。

(イ) 上記(ア)以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

※1 品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算することとする。

※2 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で、上記(ア)に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されることが明らかなもの等については、※1を適用しない。

イ 上記の改正は、令和8年4月1日から実施するが、激変緩和等の観点からその実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。

(ア) 第一段階 令和8年 4月1日

(イ) 第二段階 令和8年10月1日

ウ 上記イの実施時期における加熱式たばこの具体的な課税標準は、次のとおり現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数(現行の換算本数)及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数(新換算本数)のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。

現行 (~R8.3.31)	現行の換算本数×1.0
第一段階 (R8.4.1~)	現行の換算本数×0.5 + 新換算本数×0.5
第二段階 (R8.10.1~)	新換算本数×1.0

4 **施行年月日**

上記1 (3)、2 : 公布の日から施行する。

上記1 (1) : 令和8年1月1日から施行する。

上記3 : 令和8年4月1日から施行する。

上記1 (2) : 公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

足立区特別区税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>第1条～第16条 (省略) (所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第18条～第18条の2 (省略) (寄附金税額控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭で規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>第1条～第16条 (現行のとおり) (所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第18条～第18条の2 (現行のとおり) (寄附金税額控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金で規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p>

改正前	改正後
<p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益</p>	<p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</p> <p>(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益</p>

改正前	改正後
<p>が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第20条～第22条（省略） （区民税の申告）</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額</p> <p>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しな</p>	<p>が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第20条～第22条（現行のとおり） （区民税の申告）</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しな</p>

改正前	改正後
<p>「かった者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>	<p>「かった者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>
<p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p>
<p>3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。</p>	<p>3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。</p>
<p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p>	<p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p>
<p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。</p>	<p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。</p>
<p>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で、区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p>	<p>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で、区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p>
<p>7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9</p>	<p>7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9</p>

改正前	改正後
<p>条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>	<p>条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>
<p>8 第9条第2号の者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所 または 家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。</p>	<p>8 第9条第2号の者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所 又は 家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。</p>
<p>第24条（省略）</p>	<p>第24条（現行のとおり）</p>
<p>（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p>	<p>（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p>
<p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>	<p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>
<p>（1） 当該給与支払者の氏名又は名称</p>	<p>（1） 当該給与支払者の氏名又は名称</p>
<p>（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p>	<p>（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p>
<p>（3） 扶養親族 の氏名</p>	<p>（3） 扶養親族 又は特定親族 の氏名</p>
<p>（4） その他施行規則で定める事項</p>	<p>（4） その他施行規則で定める事項</p>
<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3</p>

改正前	改正後
<p>の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>	<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p>	<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 であつて 施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 であつて 施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>

改正前	改正後
<p>6 第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>6 第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>第25条～第35条の6（省略） （区民税の減免）</p>	<p>第25条～第35条の6（現行のとおり） （区民税の減免）</p>
<p>第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者またはこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか特別の理由がある者</p> <p>2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに次の各号に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>	<p>第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか特別の理由がある者</p> <p>2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに次の各号に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らか</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="152 272 707 352">(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所 (2) 減免を受けようとする理由</p> <p data-bbox="120 363 510 443">第36条の2～第38条の9（省略） （種別割の税率）</p> <p data-bbox="120 454 1115 534">第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p data-bbox="152 545 1115 801">(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エ に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものに <u>あつては</u>、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上解放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p data-bbox="152 1353 618 1430">(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車</p>	<p data-bbox="1155 180 2123 260">かであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="1155 272 1711 352">(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所 (2) 減免を受けようとする理由</p> <p data-bbox="1124 363 1630 443">第36条の2～第38条の9（現行のとおり） （種別割の税率）</p> <p data-bbox="1124 454 2123 534">第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p data-bbox="1155 545 2123 801">(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。） 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。） 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものに <u>あつては</u>、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上解放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p data-bbox="1155 1353 1621 1430">(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車</p>

改正前	改正後
<p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>(i) 乗用のもの</p> <p> 営業用 年額 6,900円</p> <p> 自家用 年額 10,800円</p> <p>(ii) 貨物用のもの</p> <p> 営業用 年額 3,800円</p> <p> 自家用 年額 5,000円</p> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円</p>	<p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>(i) 乗用のもの</p> <p> 営業用 年額 6,900円</p> <p> 自家用 年額 10,800円</p> <p>(ii) 貨物用のもの</p> <p> 営業用 年額 3,800円</p> <p> 自家用 年額 5,000円</p> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円</p>
<p>2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p>	<p>2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p>
<p>第40条～第45条(省略)</p> <p>(種別割の減免)</p>	<p>第40条～第45条(現行のとおり)</p> <p>(種別割の減免)</p>
<p>第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免することができる。</p> <p>(1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者</p> <p>(2) 生活保護法により扶助を受ける者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p>	<p>第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免することができる。</p> <p>(1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者</p> <p>(2) 生活保護法により扶助を受ける者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p>
<p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 （第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>第46条の2～第66条（省略）</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第2条の2の3まで（省略）</p> <p>（公益法人に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第2条の2の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額</p>	<p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 （第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>第46条の2～第66条（現行のとおり）</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第2条の2の3まで（現行のとおり）</p> <p>第2条の2の4 削除</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="152 178 819 210">又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。</p> <p data-bbox="120 268 658 300">第2条の2の5から第6条まで (省略)</p> <p data-bbox="120 402 353 434">第6条の2 削除</p>	<p data-bbox="1124 268 1774 300">第2条の2の5から第6条まで (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1155 357 1818 389">(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</p> <p data-bbox="1124 402 2123 434">第6条の2 令和8年4月1日以後に第47条の2第1項の売渡し又は同条第</p> <p data-bbox="1155 450 2123 753">2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第47条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第47条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</p> <p data-bbox="1155 769 2123 801">(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)</p> <p data-bbox="1178 817 2123 976">を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量</p> <p data-bbox="1178 992 2123 1200">(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p data-bbox="1155 1216 2123 1248">(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の</p> <p data-bbox="1178 1264 2123 1423">0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</p>

改正前	改正後
	<p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</p>
第7条から第17条まで（省略）	<p>第7条から第17条まで（現行のとおり）</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第17条、第23条第1項ただし書、第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日</p>

改正前	改正後
	<p>(2) 付則第6条の2の改正規定及び付則第4条の規定 令和8年4月1日</p> <p>目</p> <p>(3) 第19条第1項の改正規定、付則第2条の2の4の改正規定及び付則第2条第5項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日</p> <p>（区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）第17条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和7年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 令和8年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。</p> <p>3 新条例第24条の2第1項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の足立区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例第24条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項の規</p>

改正前	改正後
	<p>定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p> <p>5 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第19条第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例第39条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>（特別区たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第6条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、足立区特別区税条例第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第6条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>（1） 足立区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第6条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</p> <p>（2） 新条例付則第6条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に</p>

改正前	改正後
	<p>0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</p> <p>3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>